

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
山形市	楯山・山寺・高瀬地区 (十文字、風間、青野、青柳、高沢、上東山、切畑、休石、宝田、二本堂、中里、大森、千手院、所部、馬形、川原町、芦沢、宮崎、地藏堂、中地藏)	令和5年1月24日	令和5年3月10日

1 対象地区の現状(令和2年度アンケート結果より)

①地区内の耕地面積	647ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	409.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	250ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	37.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	206.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23.3ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心となる経営体については、楯山地区23経営体、山寺地区10経営体、高瀬地区14経営体である。75才以上の耕作面積が農地面積の約4割となっており、深刻な課題となっている有害鳥獣対策を行いながら、優良農地の保全と耕作放棄地の解消を行っていく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

楯山地区の農地利用は、水田については、集落営農組織や水稲中心の経営を行う中心経営体が担っていく。畑・果樹園については、規模拡大意向のある認定農業者を中心に対応していく。

山寺地区の農地利用は、畑・果樹園を中心に規模拡大意向のある認定農業者を中心に対応していくが、担い手不足の現状もあり、新規就農者の受入も模索する。

高瀬地区の農地利用は、水田については、集落営農組織や水稲中心の経営を行う中心経営体が担っていく。畑・果樹園については、規模拡大意向のある認定農業者を中心に対応していく。担い手不足の現状もあり、新規就農者の受入も模索する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

○参考 中心経営体数

(内訳)

中心経営体数	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織
45	個人 38	1	1
	法人 5		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向(令和3年度)

貸付け等の意向が確認された農地は、楯山地区が368筆、166,018㎡、山寺地区92筆、55,177㎡、高瀬地区が291筆、109,890㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。

新規・特産化作物の導入方針

米、そば等の土地利用型作物以外に、楯山地区においては、収益性の高い野菜や果樹、山寺地区においては果樹を中心に、高瀬地区については花きも含め生産に取り組んでいく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域と行政による連携が被害拡大防止策として重要と考えられる。地域は鳥獣を寄せ付けない環境づくり、行政には侵入防止策設置補助や鳥獣被害対策実施隊と一体となった捕獲を推進していただきながら、被害防止対策を進めていく。